

内 報

(4)

平成 30 年 4 月 10 日

世界救世教 ☉ 之光教団

目 次

まえがき	3
教主様不在の教団への危惧と 世界救世教のMOA化	4
教主様宛の包括役員会文書	23
木川弁護士「意見書」	24
岡田真明様との懇談会について（お願い）	27
いづのめ教団 理事長 小林昌義	

まえがき

いづのめ教団顧問弁護士・木川統一郎氏から、いづのめ教団・小林理事長宛に「意見書Ⅲ」（24頁に掲載）なるものが提出されました。

その内容は、教主様の「退位」を促すものであります。

長澤好之氏を代表者とする自称「世界救世教責任役員会」（以下、長澤包括役員会）は、この意見書を即座に取り上げ、教主様に木川弁護士との「話し合い」を強要してまいりました。（文書を23頁に掲載）

とんでもないことであります。

こうした礼を失した無礼極まりない手段を、なぜ長澤包括役員会はとるのでしょうか。そこには、彼らの執拗なる、ある思惑があります。今号では、そのことについての私たちの見解を掲載いたしました。

また、「宗教問題」（2018新年号）なる雑誌に、教主様の言動を、キリスト教の影響を受けたものであるとする偏向的記事が掲載され、包括役員である入江光生氏が、それを首肯するようなコメントを寄せています。外部・マスコミを利用して、教団そのものを^{おとし}貶める行為を、断じて認めるわけにはまいりません。

このような弁護士やマスコミを盾として、教主様を“亡きもの”にしようとする働きに対して、私たちは、信仰を基盤とした純粹なる思い、神様を敬い信頼申し上げる信仰をもって、応えてまいりたいと存じます。

教主様不在の教団への危惧と世界救世教のMOA化

1. 教主様の就位期間

明主様	昭和 10 年 1 月 1 日立教 昭和 25 年 2 月 4 日「世界救世教」開教、初代教主に就位 昭和 30 年 2 月 10 日ご昇天
二代様	昭和 30 年 3 月 30 日就位 ~ 昭和 37 年 1 月 24 日帰幽
三代様	昭和 37 年 2 月 4 日就位 ~ 平成 10 年 2 月 4 日退位
教主様	平成 10 年 2 月 4 日就位 ~ 現在に至る

2. 世界救世教の歩みと「教規」「規則」

明主様は、昭和 10 年 1 月 1 日、「大日本観音会」を発会されました。戦後、信教の自由が確立し、昭和 25 年、明主様が初代教主となられ「世界救世教」が開教いたしました。

明主様のご昇天により、昭和 30 年 3 月 30 日、二代様が教主に推戴され、昭和 32 年 6 月 15 日、現在の「世界救世教」に教団名が改定されました。

明主様ご昇天による混乱の中、二代様は全国をご巡教になり、短期間で教団を発展に導かれました。

昭和 37 年、二代様のあとを受けられ三代様が推戴されました。三代様は、36 年に亘り教主としてご尽力されました。この間、教団の一元化体制の確立、聖地や聖蹟の建設、MOA 美術館の竣工など、明主様の御神業を大きく推進されました。

そして、昭和 58 年からの教団浄化を経て、平成 10 年に四代教主様が推戴され、今日に至っております。

この 83 年に及ぶ教団の歴史の中で、世界救世教の憲法とも言える、教規・規則も度々変更が行われてきました。

中でも、「教主」についての定めは、三代教主様の時代、昭和 42 年の教規変更の際、「教主は、教祖の霊統及び聖業を継承して、世界救世教を統一し、教務を統裁する」と明記されました。

教団の歩みの中で、私共信徒は、二代様、三代様、そして四代教主様を明主様とご一体の存在として仰ぎ、信仰の鑑とさせていただいてまいりました。

昭和 58 年より、長く辛い教団浄化が始まりましたが、平成 9 年、ようやく、和解合意が成立しました。しかし、平成 12 年の包括・被包括体制が確立するまでには猶 3 年の時を要し、この間三度、三教団の間で「合意書」や「確認書」が交わされました。

i) 平成 9 年 12 月 15 日「当事者合意書」より抜粋

「浄化のご神意」に応え、明主様が願われた超宗教をめざし、全身全霊挙げて、教義を実践することをもってお応えすることが、根本的な解決の道であることを確認するとともに、その行動こそが、三代教主様、四代教主様の「大同和平」のご意向を実現する基本であることを確認した。

ii) 平成 10 年 12 月 31 日「新体制発足に関する追加合意書」より抜粋

新体制の中心は、今回の浄化のご神意のもとに結ばれた一体の関係にある三代様、教主様である。

被包括法人の代表役員はその就任に際して、「明主様の聖業を付託する厳粛な宗教行為」としての教主様の認証を必要とする。

iii) 平成 11 年 12 月 20 日「追加合意書補完に関する確認書」より抜粋

「真の一元化」を目指し、その神業体制の中心には、三代様と教主様一体の御神業体制を仰ぐものであることを第一の確認事項とする。

この通り、新たな出発においても、教団は、三代様、教主様のご意向を何よりも尊重し、教主様は、世界救世教の宗教活動の中心として、なくてはならぬ存在であることを確認し合ったのです。

宗教団体としてのありようを示す「教規」において、「教主」は、次の通

り規定されています。

第5条 教祖の聖業を継承し、教義に基づき世界救世教を統一する。

2 教主は、信者統合の象徴とする。

3 教主は、岡田姓を名乗る。

また、「教主」の行為として、次の通り規定されています。

第7条 教主は、御神体及び「おひかり」を授与する。

第8条 教主は、祭儀を司る。

第9条 教主は、教義、祭儀及び聖地建設の大綱を定める。

第11条 教主は、管長、理事、被包括宗教団体の代表役員及び代表役員たる者の選任を承認する者の認証を行う。

第12条 この教規に定める教主の認証は、教祖の聖業を付託する厳粛な宗教行為である。

第14条 教主は、規則、教規及び宗家規程の変更の承認を行う。

第15条 教主は、聖地の処分の承認を行う。

第16条 教主は、世界救世教の合併又は解散の承認を行う。

第17条 教主は、理事会の議決を経て、管長の上申に基づき褒賞を行う。

第18条 次に掲げる教主の行為については、前教主の同意を得るものとする。

(1) 第9条に規定する行為（教義、祭儀及び聖地建設の大綱の決定）

(2) 第11条に規定する行為（役員等の認証）

(3) 第14条に規定する行為（規則、教規及び宗家規程の変更の承認）

(4) 第15条に規定する行為（聖地の処分の承認）

(5) 第16条に規定する行為（合併又は解散の承認）

平成12年に、現在の教規、規則を定める際、教団浄化の中で教主様の尊厳を傷つけてしまった反省から、教主様の権能は強化されると共に、前教主様の同意までも求めたのです。

ここで明らかなように、東方之光・MOAといづのめ教団の小林理事長は、教主様に“裁量権はない”と主張していますが、教主様は極めて重要な権能

をお持ちであられ、教主様の認証、承認をいただかなければ、世界救世教は存立しないと申せます。

それ以前に、本来、信徒の目に触れることのない教規や規則を持ち出さなければならぬ程に、教団の秩序は乱され、明主様のご聖業を継承される教主様への許し難い暴挙が繰り返されていることに、強い憤りを感じます。

3. 東方之光・MOAによる教主様への攻撃

平成12年の包括・被包括関係の成立により、三教団は10年後の一つの教団を目指しましたが、三教団のどの営みも、明主様が一つ営みとして帰一させてくださっているとの教主様のご教導により、教団は、人間の願いを叶えていただくことを主とする信仰から、真の神中心の信仰へと舵を切ることが許されました。

しかし、こうしたありようを快く思わない東方之光・MOAは、あらゆる場面で、それまで以上に自分たちの主張を押し通すようになりました。

水晶殿やMOA美術館の改修などにおいては、「聖地建設の大綱を定める」のは教主様なのですから、教主様のご意向を伺うことは当然のことではありますが、「ご意向」という言葉を使うことすら嫌がり、改修業者の選定にあたっては、主導権を握ろうと躍起となっていました。

今日まで、東方之光より選出された長澤、入江、森の3名の役員は、ことある毎に教主様のお言葉に異議を唱え、毎年、三教団の信者に向けて発せられる「新年ご挨拶」の内容についても、「役員会の要望も入れてもらいたい」「信徒が理解に苦しむものならいただけない」「内容がおかしければ出せない」などと、役員会の場で、極めて不穏当な発言を繰り返してきました。

それでも、教主様のお言葉を真摯に受け止める、仲泊管長といづのめ教団より選出されていた白澤役員と川谷役員の粘り強い努力によって、ようやく、「新年ご挨拶」をいただくことができたのです。また、震災により被災した信者への教主様からのメッセージもお届けすることができたのです。

こうした、教主様の信徒を想ってくださるお姿とお言葉に、どれほど私ど

もの心は救われ、勇気づけられたことでしょう。このような事実を見せられても、否、教主様が信徒に慕われれば慕われるほど、脱宗教を図ろうとする東方之光にとって、教主様は邪魔な存在となっていたのです。

そして、ついに、平成 29 年 9 月 12 日の責任役員会において、東方之光・MOA は、教主様を「尾行、盗聴、盗撮」するという卑劣極まる手段で得た情報をもって、教主様に事実確認することなく、教主様のお言葉の背景にはキリスト教のグノーシス思想の影響があると決めつけたのです。ただし、いづのめ教団の小林理事長は事前に知らされていたらしく、驚く様子もなく、「尾行、盗聴、盗撮」に基づく一方的な教主様への攻撃に賛同しました。

その日以降、東方之光・MOA の教主様への非難攻撃は、壇^{せき}を切ったように激しくなりました。以下に、昨年 9 月から今年 1 月までの包括の役員会における発言の一部を公表いたします。

- 教主様の言動を教規、規則に照らし、弁護士見解に基づいて審議すべきである。
- 教主様の救済観はみ教えと真反対である。
- (いづのめ教団が白澤役員、川谷役員の推薦を取り消し、教主様に対し、別の人物の認証申請を行い、教主様が認証を留保されていることに対し) 教主様は選り好みで認証できるものではない。教主様は人事権を持つのか。ここまで頑固に教主様がこだわるのは、教主の業務怠慢であり、規則の悪用である。しかるべき措置を講じたい。
- 教主様がみ教えにないことを言われるようなら大変なことであり、役員会がしっかり見て行かねばならない。
- 教主様のお言葉はみ教えから外れた「異質な思想」である。
- (季刊誌「宗教問題」からの教主様への取材申し込みに答えるか否かの審議において、意見が二分した際) 責任は教主様にある。
- こちらからの再三のお願いに対して、書面を開封もせず、管長を通して見解を述べられるのは教主として誠意がない。勝手にせよとの回答であり失礼千万である。
- (平成 29 年 12 月 22 日、いづのめ教団信徒の求めに応じて、教主様

が集会に参加された行動に問題ありとして) 教主様は教団を分裂させるつもりか。教主様の行動は常軌を逸している。

○ 教団混乱の元は、異説を唱える教主様自身である。

○ (一連の教主様のお言葉に対して) これは教主様と明主様との戦いである。

4. 教主様に対する書面による攻撃

彼らの無礼で執拗な教主様への非難攻撃は、文書によっても頻繁に行われています。

平成 29 年 10 月 12 日付「教主様へのご報告とお願い」(長澤好之、入江光生、森富士夫) と題する文書の中では、教主様が、東方之光による教主様ご夫妻への「尾行・盗聴・盗撮」を通して、奥様が心に傷を負うかもしれない、とのお気持ちを表されたことにつき、批判を繰り返しています。

彼らは、教主様の問題点とは、

教主様が奥様の心の傷を気遣い、その責任(東方之光が「尾行・盗聴・盗撮」を実行した責任)に言及されていることです。

隠し立て不要の今回のことで、奥様が傷つかれることはないと思われまます。

しかしながら、教主様が奥様の心の傷を気遣われるのであれば、奥様同様に、或いは、それ以上に、気遣うべき人たちがいるのではないかということです。

その事を忘れたかのように、奥様の心の傷のみを全信徒に訴えることは、許されないことと思います。

今回を機に、善処されることを心より願っております。

という、信じがたいことを教主様への文書に記しています。

友人と会っていることが隠すことではないなら、「尾行・盗聴・盗撮」されても傷つくはずはないであろう、という言葉も、教主様に投げつけているのです。

私どもは、日々の生活の中で、友人と会ったり、旅行に出かけたり、様々な行動をします。それは、私どもにとって、決して隠し立てをすることではないことですが、だからといって、その行動をひそかに付け回され、話を盗み聞きされ、隠し撮りされ、その内容を、あろうことか勝手にばらまかれれば、心に傷を負うのは当然のことです。

それを彼らは、「隠し立て不要の今回のことで、奥様が傷つかれることはないと思われまます」と言い切っているのです。

なんと無神経、不遜、無礼な方々なのでしょうか。

しかし、長澤、入江、森の三名の、教主様に対するこのような非人道的文書攻撃は、さらにエスカレートをしていきます。

平成 29 年 11 月 8 日付「お伺い」と題する文書の中で、この三名は、

教主様は更に、(信徒への)メッセージの中で、奥様の「心の傷」について言及されているが、私どもは、こうした「心の傷」、或いは「心の痛み」こそ、宗教者にとって特に大切であると認識している。

そこで私どもは、教主様には奥様同様に、或いは、それ以上に気遣うべき人たちがおり、今回を機に善処されることを求めたが、この機会に、もう一度、善処されるご意向の有無を確認させていただきたい。(略)

教主様として気遣うべき人たちに対し、善処されるお気持ちはおありでしょうか。

教主様におかれましては、こうした私どもの「問い」に対し、まことに恐縮ですが、今月 15 日までにご回答を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

期日までにご返事を戴けないのであれば、教主様のお考えは、(略)「心の痛み」を持つ人たちへの善処は必要ないと思われていると判断させていただきます。 以上

という、もはや、信仰者どころではなく、人間として極めて異常とも思える文書を教主様に送り付けているのです。

彼らは、自分たちで教主様ご夫妻への「尾行・盗聴・盗撮」を実行しておきながら、そのことにつき、奥様の心の傷について触れられた教主様に対し、「奥様は傷ついていないはずだ。そんなことより他の人の心の痛みを考慮。この我々の問いに答えなければ、教主様は『心の痛み』を持つ人たちへの善処は必要ないと思われる」と判断するぞ」という言語道断、非常識且つ非人道的文書を教主様に送り付けているのです。

そして、ついに、長澤、入江、森の三名は、平成29年11月17日付「教主様へ再度のお願い」と題する文書において、上記の非人道的文書に対し、期日までに、彼らが願うような教主様からのお返事がいただけなかったので、

教主様は、「心の痛み」を持つ人たちへの善処は必要ない、と思われること

ということを教主様が認めたと判断する、という文書を送り付けたのであります。

この同じ文書の中で、彼らは、

教団の混乱の原因として、一つは、「教主様ご自身の“教主というのは『絶対の存在』である”というご認識」にあること、そして今一つは、「教主様のお考えは明主様と明らかに違う『異質な思想』」にあること

ということも、同様に、教主様が認めたと判断する、という言葉を投稿つけています。

そもそも、このような態度を取り続けている長澤、入江、森の三名に対して、何を言っても無駄なのは明らかであり、教主様として、どのようにお返

事をしろというのでしょうか。しかしながら、「返事がないなら我々の主張を認めただな」という彼らの態度には、もはやなんの言葉もありません。

「尾行・盗聴・盗撮」を実行した方々が、人の「心の痛み」について語る資格などありません。

それにもかかわらず、尾行等をされた教主様に対し、「教主は心に痛みを持つ人たちのことをなにも思っていないのだな」という、にわかには信じがたい人格攻撃を執拗に執拗に繰り返しているのです。

付け加えておきますと、教主様は、このような非人道的問いに対して、本来は無視されても当然のこととは思いますが、仲泊管長を通して、しっかりとお返事なされています。

教主様の、世界救世教の管長をはじめとする役員「認証」や、その他様々なことに関しての「認証」は、世界救世教の教規において「教祖の聖業を付託する厳粛な宗教行為である」と定められています。

つまり、教主様が、役員「認証」にあたり、「このお方なら明主様のご聖業を託すのにふさわしい」とご判断されなければ、教主様は認証はしてはならない、ということです。教主様が無条件に認証できないよう、教規によって厳しく定められているのです。

しかしながら、「尾行・盗聴・盗撮の東方之光」と歩みを共にする小林理事長は、白澤役員と川谷役員を懲罰的人事で包括役員からはずした後、その代わりとして中居林氏と榊原光一氏の認証を教主様にお願いするにあたり、教主様に対し、

「認証」は法律用語として、行為または文書の成立・記載が正当な手続でなされたことを公の機関（当該案件においては「教主様」）が証明することを意味するので、認証するかどうかの裁量権はなく、このこと十分にご理解賜りますようお願い申し上げます。

という言葉が教主様に投げつけたのであります（平成 29 年 10 月 20 日

付「認証願」)。

なんと、小林理事長は、世界救世教の「教規」に定められている「認証」の意味を勝手に置き換え、自分たちの都合の良いように再定義し、「教主はだまってハンコだけ押しなさい」という趣旨の文書を添えて、教主様に「認証願」を提出してきたのです。

このような、「教規」を無視するどころか、「教規」に定められているのとは別の定義を記載した「認証願」を教主様にお届けするとは、世界救世教の歴史の中で前代未聞であり、驚くべきことでもあります。

「尾行・盗聴・盗撮」を容認している小林昌義氏、中居林氏、榊原光一氏、また、そのような恥ずべき行為を実行した東方之光の役員たちが、どこからどうみても「教祖の聖業を付託する」にふさわしくないことは誰の目にも明らかです。

教主様は、いかにご認証をされたくても、できない状態にしてしまっているのは、他の誰でもない、いつのめ教団小林執行部と東方之光です。

その状態にあって、教主様はやむなく「認証の留保」という選択をせざるを得ませんでした。

しかし彼らは、この教主様の、「教規に基づき厳粛に教主としての役目を果たさなければならない」という姿勢が気に入らず、平成 29 年 11 月 21 日付「提案」と題する文書の中で、

教主様が認証を「留保」し続けられることは、明らかに職務「怠慢」である。

従って、教主様には「認証留保」という違法行為を即刻、是正されるよう求めることを議決する。(略)

教主様が、このことを実行されない場合は、然るべき措置を講ずることを議決する。

として、教主様に対し、「職務怠慢」「違法行為者」という言葉を浴びせかけているのです。

教規に基づきご認証されるかどうかは、教主様が、教規の定めに基づきご

判断されることでもあります。

それを留保されることが、どうして「職務怠慢」「違法行為」となるのか。この文書を見れば、彼らの無礼千万、言語道断なありようが手に取るように分かるのではないのでしょうか。

この後、実際に彼らは、教主様へのお給料の減額をし、教主様が「認証留保」されていることに対しての「罰」を教主様に与えてきました。

本当に、彼らの卑劣なやりようには、憤りを感じざるを得ません。

また彼らは、「教主様は理由もなく認証を留保している」と宣伝していますが、それも事実ではありません。

教主様は、仲泊管長を通して、なぜ認証を留保せざるを得ないか、はっきりとお返事なさっています。

最近に至っては、彼らは、教主様の行動を制約する文書も作成しています。

平成 29 年 12 月 19 日付「お願い」と題する文書では、教主様が、昨年、いつのめ教団の信徒布教師の方々による、12 月 22 日に開催される集いに出席するのを見合わせるようにとの主張をしてきました。教主様のご出座等を制約するのは、

マスコミ等も注視しているこのような状況も考慮する

からである、と書かれています。

この集いには、いつのめ教団の中核を担う 600 名近い信徒布教師の方々が参加し、その皆様が教主様をお招きした、と伺っています。

世界救世教の信徒の方々が、世界救世教の教主様とお会いになるということ、ましてや、教団を担う信徒布教師の方々と教主様とがお会いになることについて、一体全体なぜマスコミが注視するようなことになるのでしょうか。不可解極まりない論法です。

はっきりしていることは、マスコミ等が世界救世教に注視するようになった最大の要因は、東方之光による教主様への「尾行・盗聴・盗撮」以外にあ

りません。

世界救世教の信者がこのような行為をしている事実が日本中、いや、世界中に知れ渡った今、私どもは本当に世間に顔向けできない日々を送らざるを得ません。信徒の皆様の精神的苦痛はいかばかりかと思えます。

東方之光の「尾行・盗聴・盗撮」。そして、それを容認しているいつのめ教団小林執行部の醜態は、教団の歴史の中で、最大の汚点として長きにわたり残っていくものでしょう。

これはほんの一例にすぎず、この半年余りの間に、教主様に対し 20 回近くも、脅迫的な文書が送られてきています。彼らの言動こそが、正に“常軌を逸して”おり、“教団を分裂させる”行為としか考えられません。

5. 教主補佐・岡田真明様に対する非難

世界救世教が宗教団体としての命脈を保つ上において、「教主は、教祖の聖業を継承し、教義に基づき世界救世教を統一する」「教主は、信者統合の象徴とする」との、教規、規則の規定に依るまでもなく、教主の座は、唯一無二の冒すことのできない存在であります。

包括の責任役員 4 名（小林、長澤、入江、森）による攻撃は、五代教主の候補として誰もが認める教主様のご子息であり、宗家の岡田真明様にも及んでいます。

岡田真明様が教団職員として英国での 6 年間の留学を終え、平成 23 年に帰国され、翌年より三教団においての 2 年間の研修も修了し、教主様のもとで充分な研鑽^{けんさん}を積まれたことを以って、教主継嗣として推挙すべく何度も審議が行われましたが、常に、東方之光の 3 名の反対に遭い、全会一致をもって議決するという平成 9 年の「和解合意」以来の大原則に基づき、やむなく審議継続のまま今日に至っているのです。（当初は小林役員も推挙に賛成していた）

⑤之光教団は、平成 27 年に、岡田真明様を教主補佐として推戴申し上げました。

また、⑤之光教団といづのめ教団は、教主様のお許しをいただき、若手専従者を中心に、教主補佐との懇談会を積み重ねております。東方之光・MOA執行部は、教主補佐と専従者との懇談会を持つことはしませんが、懇談会の記録をどこからか入手し、教主様の意を汲まれる教主補佐のご発言を取り上げ、教主様への攻撃と同様、自分たちの考えと違えば、明主様のみ教えに反しているとして非難を繰り返しているのです。

世界救世教の責任役員会と称する方々は、最近特に、教主補佐への攻撃を激しく展開し、「真明氏のような異説を唱えたら通常なら『懲戒解雇』だ」という、従来の東方之光・MOAの排除理論、言論統制、思想統制のありようを^{あら}露わにした意見を徹底して出し始めています。

そもそも、「責任役員会、と同じ思想でなければクビにするぞ」という脅しめがいの態度は、今の時代ではパワーハラスメントに相当するのではないのでしょうか。東方之光やいづのめ教団小林執行部では、そのようなパワハラ人事を実行しているのでしょうか。

現在、不正に構成された、東方之光といづのめ教団からなる「責任役員会、と称する方々は、教主補佐の懇談会においてのご発言を問題視し、批判文書を次々と出していますが、教主補佐との懇談会をお願いしたのは、他の誰でもない、いづのめ教団の小林昌義理事長です。(27頁参照)。

この「お願い」書の日付は2017年3月21日となっていますが、いづのめ教団として正式に配信したほとんどの教主補佐の懇談会の記録は、この日付よりだいぶ前に専従者等に配られています。また、加筆訂正は、当時の宗務長であった前田宗務長が、直接教主様、教主補佐にお願いをしていた、ということも伺っています。

教団として加筆訂正をお願いし、そしてその教主補佐お話の記録を教団として配った上で、改めて、平成29年度の懇談会のお願い(平成29年4月から平成30年3月までの計10回)を、小林氏は教団の代表たる理事長として教主様を通して教主補佐にしているのです。

理事長名で懇談会をお願いするということは、小林執行部として、引き続き、同じ方針で進みたいというまぎれもない意思の現れです。

そのことも、小林理事長や東方之光は、「白澤役員たちからやらされたのだ」と言うのでしょうか。どちらにしろ、教主様や教主補佐としては、いつのめ教団の理事長名での「お願い」をお受けし、いつのめ教団のために、懇談会等に臨んでくださったことは言うまでもありません。

現在の包括の「責任役員会」は、この事実を知っているのでしょうか。小林理事長をはじめとするいつのめ教団の代表の方々は、自分たちが教主補佐に懇談会を「お願い」した事実を東方之光に伝えているのでしょうか。包括の「責任役員会」に伝えているのでしょうか。

その事実を隠し、今になって、「真明氏の発言は問題だ。懲戒解雇相当だ」と教主補佐に全ての責任をなすりつける姿勢そのものが、小林理事長も東方之光も、「責任役員」とは名ばかりで、実際は一切の「責任」から逃れ、自分たちにとって都合の良い論理を展開し、責任転嫁や陰湿な脅しに終始しているみじめなものであると断ぜざるを得ません。

6. 教主様不在の教団への危惧と世界救世教のMOA化

ここまで明らかにした通り、東方之光・MOAといつのめ教団の小林理事長による、教主様攻撃は、執拗で言語に絶するものであり、明主様の立教された世界救世教は、今、危急存亡の^{とき}秋を迎えております。

◎之光教団といつのめ教団は、それぞれ年に3回は聖地での祭典行事に教主様の出座を仰ぎ、祭典終了後は大勢の信徒と触れ合う場を持っていただいております。

また、年に1、2度は地方にもご巡教いただき、信徒大会などの前日には、信徒との懇談会も開催させていただいております。

祭典行事の「教主様のお言葉」は全て機関誌に掲載され、明主様のみ教えの神髓をお取り次ぎくださるものとして、私どもは、大切に学ばせていただいております。ブラジルやタイをはじめ、海外の信徒も熱心に教主様のお言葉を学ばれています。

しかし、東方之光・MOAでは、以前より、教主様をお迎えしての祭典行事は年1、2回と少なく、その際にいただく教主様のお言葉についても、時

間や内容を制限したり、教主様と信徒が触れ合う機会も極めて稀です。また、教主様のご出座については、機関誌による報道記事のみで、教主様のお言葉が掲載されることはありません。

こうした長年に亘る、教主様の戴き方の大きな違いが、今日の由々しき事態を生み出してしまいました。

さらに遺憾なことには、いつのめ教団の小林理事長が、一貫して掲げてきた「教主様中心の神業体制」の教団方針を事実上捨て去り、東方之光・MOAと共謀して、教主様を排斥する態度を鮮明にしたことであります。

現在、いつのめ教団では、執行部の命令で、教主様のお言葉を学ぶことが禁止されるという事態にまで及んでいます。こうした状況に、信徒の嘆きと怒りの声は日々高まっており、3月1日には、1万人を超える信徒が署名した「嘆願書」が小林執行部に突き付けられたとのことです。

そしてこの度、包括の責任役員4名は、教主様排斥の決定打として、いつのめ教団顧問弁護士木川統一郎氏の「意見書Ⅲ」（24頁参照）を添付し、教主様に、木川氏との話し合いを強要する文書（23頁参照）を提出したのです。

内容は、「意見書」というより脅迫文であり、これを「確認し、学び合い、たいへん重く受け止め」たあの方々の心中は、明主様の信徒として、全く理解しがたいものです。

これは、以前から懸念されていたことですが、東方之光・MOAは、世界救世教をMOA一色に塗り替える目的を持っていることです。

この度、その本性が露わになりましたが、東方之光の実体がMOAであることは、「これからはMOAで行く」と公言していることから明らかです。

実際、月々の箱根における祭典行事では、MOAの理事長である森氏（世界救世教責任役員）が信徒への指導を行っています。

教主様は、明主様が示された、「メシヤ降誕」「新しく生まれる」とのみ教えを最も大切なこととして感受され、主神と明主様に対する揺るぎない信仰と、世界中の信徒に対する分け隔てのない深い愛情をもって、そのお心を披

れき
瀝してくださり、お導きくださっています。

私ども信徒は、教主様のご教導によって、“メシヤとして新しくお生まれになった明主様を模範として、永遠に生きていらっしゃる神さまの子どもとして新しく生まれることをめざす”全く新しい信仰に目覚めることができました。

私どもは、主神の大光明に照らされ、明主様と共にあるメシヤの御名にあって、新しい昼の時代の中で、真の救いの道を歩ませていただいております。この信仰の灯^ひを決して絶やしてはなりません。

改めて述べるまでもないことではありますが、本来、世界救世教は主神、明主様のもとに、教主様と信徒がいる宗教団体であります。現在、この宗教としての形を壊そうとする人々が存在します。それが東方之光・MOAであると断言することができます。

明主様は「超宗教」としての教えを説かれましたが、今、東方之光の本体であるMOAの進めるところは「脱宗教」と言うべきものであり、⑤之光教団やいつのめ教団のように、その名称の頭に世界救世教の名は冠せず、発足当初より「東方之光」として、看板も中身も、極力、宗教色を抜くことを計ってきました。

教主様は、こうした東方之光・MOAのあり方も、明主様のもとにある大切な御神業としてお認めになっています。しかし、逆に、宗教の殻を必要としつつ脱宗教に向かう東方之光・MOAにとって、どこまでも明主様のみ教えの神髄に迫ろうとされる教主様の存在が邪魔になってきたのです。

東方之光・MOAは、「岡田茂吉師の思想・哲学」に基づく、統合医療や食による健康づくり運動をはじめとした、社会文化活動を主とした集団に転化しました。そうした脱宗教の一環として、浄霊を「施術」と置き換えるなど、明主様の教義とは著しく異なるあり方での活動を進めています。

東方之光・MOAは、明主様の教義、に基づく自分たちの目指すところとは、

統合医療を生かしたまちづくりの営みから、新しい医学創成への道筋

を一層明らかにし、(略) 心身ともに健康なまちづくりを具体化していくことにほかなりません。(『東方之光』第 2067 号 2018.3.1 発行)

と断言していますが、明主様が目指されたものが、「統合医療を生かしたまちづくり」でないことは明白です。東方之光・MOA 的な言い方をすれば、この言葉はみ教えのどこにあるのでしょうか。

自分たちだけはみ教えにない言葉を堂々と使いながら、教主様のお言葉に対してのみは、「み教えのどこにあるのだ」「み教えにないことを言うな」と指摘するなど、ご都合主義も甚だしい限りです。

そもそも、「心身ともに健康なまちづくり」というのは、いかにも行政が打ち出しそうな標語ですが、東方之光・MOA にとっては、「明主様より行政のほうが上」なののでしょうか。「明主様が社会に認められた」「明主様が世に認められた」と、社会の評価によって明主様や自分たちの存在意義を見出すなど、なんと情けないことでしょうか。

明主様が、神示により「浄霊」と名付けられたものを勝手に「施術、や「岡田式浄化療法」という名称に変更したことからも分かるように、東方之光・MOA は、明主様のみ教えを、MOA の活動に適合するよう、行政の方々に認められるように読み替え、置き換え、結果的に、教義と全くかけ離れた営みを進めていることに気が付いていないのでしょうか。

明主様は、戦後、信教の自由が許された後、「日本浄化療法」という名前で行っていた「治療」を「浄霊」と改名され、今でいう「統合医療」「代替医療」のようなあり方ではなく、宗教の道を選ばれました。

その時、「宗教ならば結構です」ということで、多くの会員が脱会しましたが、明主様は断固として、宗教の道、神様の道を歩まれました。明主様が「日本浄化療法」から「浄霊」に改名されたものを、東方之光・MOA は、再度、「岡田式浄化療法」という名称に戻していますが、明主様のご事蹟を全く無視しているのでしょうか。

東方之光・MOA は、よく、教主様のお言葉はみ教えと 180 度違うと必死になって訴えています。明主様のご事蹟を省みる時、み教えと正反対、

180度違うのは、東方之光・MOAであることは明確です。明主様を否定し、明主様の願われた方向と正反対に進むことに対し、良心の^{かしゃく}呵責はないのでしょうか。

一方教主様は、当然のことながら宗教の道、神様の道を歩まれた明主様のみ教え・ご事蹟をどこまでも尊重され、特に、明主様が最晩年にお示くださった「生まれ変わるのではない。メシヤとして新しく生まれるのだ」というご事蹟について、誰よりも明主様の思いを尋ね求めてくださっています。

そのように、明主様のみ教え・ご事蹟を大切にしておられる教主様のお言葉を「み教えから外れている」と主張するなど、もっての他であります。

み教え・ご事蹟から外れ、明主様をないがしろにしているのは、東方之光・MOAであります。

私どもは、そうしたみ教え・ご事蹟から外れた活動も、何かご神意があるのではないかと受けとめ、東方之光・MOAの主体性を尊重してきたのです。しかし、彼らは、一方的に、教主様のお言葉はみ教えから外れた「異質の思想」であると断定し、教主様のお姿とお言葉に倣い、明主様の示される真の救いを求める⑤之光教団の信仰を^{はば}阻もうとしています。

世界救世教の教祖であり、宗教家である明主様を世に対して隠し、`創立者・岡田茂吉、や`岡田茂吉哲学・思想、という、教義やご事蹟と外れたあり方や枠組みで進めているのは、東方之光・MOAです。

東方之光・MOAは、教主様のお言葉は「異質の思想」であると断ずるだけにとどまらず、教主様の追放を企てているやに聞いています。そして、教主補佐に対しては、「異説を唱えているので本来は懲戒解雇だ」とのパワハラ的言葉をもって脅しをかけています。

明主様は、創造主である神様に対しての信仰、そして何より「メシヤの御名」を世に訴えられたお方であります。その明主様の教義・ご事蹟から著しく外れているのは誰なのか、一目瞭然です。本来追放されるべきは誰なのでしょう。

東方之光・MOAの一連の行動を通して、いかに表向きは明主様をお讃える言葉で自分たちの行いを取り繕っても、教主様の権威も、MOA活動に

とって有効であれば利用し、利用できぬとなれば、たとえ教主様であっても、どんな手段を使っても徹底して排除するという姿勢がはっきりしました。

世界救世教をMOA一色に塗り替える目的を達するためにも、「東方之光」として宗教法人の殻は必要です。そして、聖地や布教所などの地方財産、明主様のみ教えである知的財産も自由に使えるようにしたいのです。現在、その目的達成のため、教主様の認証や承認がないのに、勝手に役員を選び、教団運営を行っています。

その役員構成も、東方之光4名、いづのめ教団3名となり、力関係は誰の目にも明らかです。表題の「教主様不在の教団への危惧と世界救世教のMOA化」というのは、決して架空の話ではありません。現実には、目前に迫ってきているのです。

今や、世界救世教、明主様の信徒は世界100か国に及んでおります。東方之光・MOAといづのめ教団の小林理事長は、その全ての信徒の上に立たれる教主様を「尾行、盗聴、盗撮」し、教主様のお言葉を、み教えと違う「異質な思想」と見做^{みな}しています。その上、不正な手段をもって教規を変更し、代表役員の登記を行いました。

さらに、教主様の承認が得られないので、不当に“承認が得られる教主”を立てて、文化庁に対し、規則変更を申請しようとしています。

このような非道で違法な行為まで犯して、明主様の信徒をどこに連れて行くこうとしているのでしょうか。

世界救世教で定められた教規と規則を無視して事を進めている彼らは、すでに、世界救世教から「離脱」したと言えるのではないのでしょうか。

以上

平成 30 年 2 月 23 日

世界救世教

教主 岡 田 陽 一 様

世界救世教 責任役委員会

包括役員会は、いつのめ教団顧問弁護士木川統一郎氏より、三度目の意見書が届けられたことを、小林役員より報告を受けました。

この意見書は、教主様に関わることについて、かねてよりいつのめ教団と木川弁護士との間で、法的角度で語られていた内容に関し、木川弁護士より、いつのめ教団に意見書として提出されたものとのことであります。

包括役員会は、この意見書を確認し、学び合い、たいへん重く受けとめることにしました。

教主様には、このような法的観点をもっていただきたく、失礼かと思いますが、木川弁護士より、いつのめ教団執行部にあてた率直な意見をそのままお届けすることといたしました。

教主様には、種々お尋ねされたいこともあろうかと思しますので、出来得れば、木川弁護士と直接話し合われる場をお持ちいただければと思っております。

いかがでしょうか。

以 上

平成 30 年 2 月 19 日

世界救世教いづのめ教団

理事長 小林昌義 殿

意見書 Ⅲ

いづのめ教団顧問弁護士 木川統一郎

以下に諸規定に基づく、教主の地位について意見を述べます。

教主については宗教法人世界救世教規則第 5 条の中に「教主は教祖の聖業を継承し、教義に基づき世界救世教を統一する」と定められています。教主の地位を表す第一点は、教主は教祖の聖業の継承者であるという点です。この点から次の結論を引き出すことができます。すなわち教主のお言葉は教祖のみ教えに反するものであってはならないということです。教祖のみ教えに反するお言葉は教祖の聖業の継承者としては許されないこととあります。以上の点から教主は地上天国、利他行為、メシヤに関し、教祖のみ教えと異なるお言葉を発しておられるがこれは是非撤回して欲しい。

第二点は「教義に基づき世界救世教を統一する」義務があるということです。しかしながらその義務に反する次のような発言があります。「東方之光と小林理事長は口をきいてはならない」などと、東方之光を敵視する発言は教主の統一義務に反する。

次に第三点として「教主は信者統合の象徴」とされている。この象徴としての地位に相応しいのは天皇陛下のご発言を参考にされると良いと思う。なぜなら天皇陛下も象徴としての地位を与えられているにすぎないからである。その結果として天皇陛下は安倍総理大臣を総理大臣として認めないとか「白澤という閣僚」を総理大臣として認めるから大臣として挨拶せよ。というのは教主の象徴たる地位に反する。ところが教主は小林理事長に対して理事長として認めないと発言しておられます。教主の象徴たる地位に反します。「白澤という閣僚」を総理大臣として認めるから総理大臣として発言せ

よ、と言うのも象徴たる地位に反する。

また法人の事務はすべて責任役員会の権限職責であるが、教主がこれに介入して責任役員会が発行する印刷物の部分の削除を指示したり、さらには発刊自体を禁止するなどというのも象徴たる地位に反します。それだけでなくこういうことは教主について宗教法人世界救世教教規第7条から17条までの教主のお仕事のどれにも該当しない。要するに教主による規定違反である。

そもそも教主が具体的な見解をご意向としてお示しになることは控えていただきたい。具体的問題に対する具体的意見を発表なされると必ず教団内は二つに分裂します。教団の現状がその通りだと思います。

そもそも教主は評価行為をしてはならない、Aと言う理事長は駄目だとか、もとのW理事長がよかったなどという発言は不可である。こういうご意向を教主がお漏らしになると必ず教団内に意見の分裂が発生します。教主は信者の分裂を引き起こすような発言をしてはならない。そもそも教団内に教主派とか反教主派とかが表れる事は絶対に避けるべきである。これを避ける最も善い方法は象徴としての地位に相応しい言葉以外は発しないことである。

教団内に意見の相違が発生した時は、正しくは教祖のみ教えがどうなっているかによって物事を決定すべきであって、教主のお言葉は絶対であるという考え方から全面的に脱却すべきである。現在教団においては教主派と小林理事長派の二つの考え方があるようだが、このような分裂の火が燃えさかるというのは救世教の消滅への道であると思う。

二代様の時にも三代様の時にも、現在のような信者間の考え方の分裂は存在しなかった。つまり二代様も三代様も教祖のみ教えの尊重という点で一致していたからである。

結論として要約すると、教主が象徴としての地位を逸脱して具体的問題についてのご意向を発表すると教団は分裂し衰退への道を辿ることになる。また教主は教祖の聖業の継承者であるから教祖のみ教えに反するお言葉は撤回して欲しい。以上述べた点で教主に対する責任役員会の信頼が揺らいでいるのであれば、責任役員会は現在の教主を教主として推戴した決議を取り消す

べきである。この取り消しの意思表示がなされた瞬間に教主は以後教主ではなくなり、責任役員会は教主に対し教団の不動産からの退去を要求すべきである。また教主ではないから俸給の支払いを停止すべきである。

教規第6条によると「教主は、宗家規程に基づき推挙された者を、理事会で推戴する。」と定められている。理事会が教主を教主として推戴することは教主の聖業継承義務、教義に基づく統一義務、信者統合の象徴として行動すべき義務をキチンと実行して下さる事を前提としている。この信頼関係が破壊された時は責任役員会は世界救世教のため教主に対し、推挙の取り消しを通知すべきである。

以 上

2017年3月21日

教 主 様

世界救世教いづのめ教団
理事長 小林 昌義

岡田真明様との懇談会について（お願い）

標記の件につき、下記のとおり、平成29年度の「岡田真明様との懇談会」を開催いたしたくよろしくお願い申し上げます。

記

1. 日程案（平成29年度）

4月	青年プロジェクトチームメンバー
5月	教区専従者
6月	//
7月	//
8月	—
9月	海外研修生
10月	青年プロジェクトチームメンバー
11月	平安郷職員
12月	—
1月	本部・関連団体職員（本部教区含）
2月	//
3月	海外研修生

2. 対象

対象者は50歳以下（平成27年時）の専従者

3. その他

- ・全懇談会の担当役員は川谷教務部長とする。
- ・各教区の懇談会は当該教区長、青年プロジェクトチームは古津担当役員、海外研修生は三浦国際部長がそれぞれ同席する。

以 上

本件担当

教務課 津曲 智

青年課 岩澤 順一

国際課 島 エジウソン

